

巻頭言

「新しい年を迎えて」

理事長 新谷 友良

明けましておめでとうございます。皆さま、良いお年を迎えられたことと思います。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

2016年はオリンピックイヤー、リオの準備は少し心配ですが、サッカーワールドカップのときと同様、最後は何とか開催されることと思います。

また、オリンピックイヤーには国際難聴者会議が開催されます。今回は、6月23日（木）から26日（日）の4日間、アメリカのワシントンD.C.での開催です。東京の協会からも多くの方の参加をお願いします。

この欄でも何回か書きましたが、今年4月から障害者差別解消法が施行されます。また、労働分野では改正障害者雇用促進法が施行されます。これに関して、幾つかの大事な関連資料が発表されています。

一つ目は障害者差別解消法の「基本方針」です。この基本方針に沿っていろいろな生活分野の差別解消に係わる施策が決まってくるので、是非一読をお願いします。

二つ目は、厚生労働省が決定した「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」です。「不当な差別的取扱いと考えられる例」、「合理的配慮と考えられる例」などが分かりやすく書かれています。私たちに関係の深い東京手話通訳等派遣センターや聴力障害者情報文化センターなどの事業が対象となりますので、障害者差別解消法の具体的な使われ方を考えることができます。

三つ目は、改正障害者雇用促進法の「合理的配慮指針事例集」です。これは「全国の都道府県労働局・ハローワークを通じて、現在事業主が取り組んでいる事例を収集したもの」と紹介されています。例えば、面接時では「筆談やゆっくり話すこと等により、面接時間を延長して実施した」、就業時では「PC、携帯電話の画面やメール、ホワイトボードの活用、筆談、日誌や連絡ノートにより指示や相談対応を行っている」といった事例が載っています。

このように、障害者への差別解消は法律の中だけではなく、私たちの毎日の生活に変化をもたらします。法律の世界はなかなか取り付くのが厄介ですが、「障害者差別解消法リーフレット」や「改正障害者雇用促進法リーフレット」もホームページで読むことができます。時間を見つけて一読されることを勧めします。